

第4号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分</u> <u>の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分</u> <u>の45</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分</u> <u>の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分</u> <u>の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

第 3 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分</u> <u>の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分</u> <u>の50</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分</u> <u>の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分</u> <u>の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第 2 条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条の規定による改正後給与条例の規定 令和 4 年 1 2 月 1 日

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後給与条例又は第2条の規定による改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）又は第2条の規定による改正前給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年2月15日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料及び勤勉手当の改定をしたいので、この案を提出するものである。